

各 所 属 長 殿

防災局消防保安課長

消毒用アルコールの安全な取扱い等について（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコール（以下「消毒用アルコール」という。）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

このような状況を踏まえ、消毒用アルコールの安全な取扱いについて、次のとおり火災予防上の一般的な注意事項を取りまとめましたので、関係事業者等に対して広報啓発をお願いします。

また、消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があります。法令上の手続きや一定の安全対策が必要になることが考えられますので、関係事業者等へ注意喚起をお願いします。

1. 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
2. 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
3. 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
4. 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

防災局消防保安課
保安管理担当 金丸
内線 2543

アルコール類を貯蔵・取扱う場合の適用法令等

| | | |
|----------|--|---------------|
| 貯蔵・取扱い数量 | 400リットル未満 | 400リットル以上 |
| 適用法令 | 各市町村火災予防条例 | 消防法 |
| 必要な手続き | 少量危険物貯蔵取扱いの届出 【事業所で貯蔵・取扱う場合】 80リットル以上400リットル未満 (80リットル未満は届出不要) 【個人の住居で貯蔵・取り扱う場合】 200リットル以上400リットル未満 (200リットル未満は届出不要) | 危険物製造所等設置許可申請 |

県内消防本部及び管轄市町村

| 消防本部名 | 住所 | 代表電話番号 | 管轄市町村 |
|----------------------|-------------------|--------------|-------------------------------|
| 甲府地区広域行政事務組合消防本部 | 甲府市伊勢三丁目8番23号 | 055-222-1190 | 甲府市、甲斐市(旧敷島町、竜王町)、中央市、昭和町 |
| 都留市消防本部 | 都留市上谷二丁目2番9号 | 0554-43-2341 | 都留市、事務委託(道志村) |
| 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 | 富士吉田市下吉田六丁目2番6号 | 0555-22-0119 | 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 大月市消防本部 | 大月市大月町花咲1608番地の19 | 0554-22-0119 | 大月市、事務委託(小菅村、丹波山村) |
| 峡北広域行政事務組合消防本部 | 韮崎市本町四丁目8番36号 | 0551-22-0119 | 韮崎市、甲斐市(旧双葉町)、北杜市 |
| 笛吹市消防本部 | 笛吹市石和町下平井204番地 | 055-261-0119 | 笛吹市 |
| 峡南広域行政組合消防本部 | 西八代郡市川三郷町下大鳥居27番地 | 055-272-1919 | 市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町 |
| 東山梨行政事務組合東山梨消防本部 | 甲州市塩山西広門田385番地 | 0553-32-0119 | 山梨市、甲州市 |
| 上野原市消防本部 | 上野原市松留514番地8 | 0554-62-4112 | 上野原市 |
| 南アルプス市消防本部 | 南アルプス市十五所1014番地 | 055-283-0119 | 南アルプス市 |

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）（抄）

第九条の四 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）

未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

- 2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。

第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

- 2 別表第一に掲げる品名（第十一条の四第一項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
- 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
- 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

第一条の十一 法第九条の四の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三（第一条の十一関係）

| 類別 | 品名 | 指定数量 |
|-----|--------|---------|
| 第四類 | アルコール類 | 四〇〇リットル |

火災予防条例（例）

第四十六条 指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物及び別表第八で定める数量の五倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。